

論点整理表（案）

論点番号	1－(2)(3)(4)	公務員の労働基本権制約の合理的理由、協約締結権に関する ILO 第 98 号条約等、公務員の労働基本権に関する立法政策の範囲	担当委員
論 点		参考資料名	頁
<p>○憲法第 15 条との関係 A 説 B 説</p> <p>○憲法第 73 条第 4 号との関係 A 説 B 説</p> <p>○憲法第 41 条及び第 83 条との関係 A 説 B 説</p> <p>○協約締結権に関する I L O 第 9 8 号条約等の規定等との関係 A 説 B 説</p> <p>○全農林警職法事件最高裁判決（昭和 48 年 4 月 25 日） 「公務員の地位の特殊性」、「職務の公共性」 A 説 公務員は、公共の利益のために勤務するものであり、公務の円滑な運営のためには、その担当する職務内容の別なく、それぞれの職場においてその職責を果たすことが必要不可欠であって、公務員が争議行為に及ぶことは、その地位の特殊性及び職務の公共性と相容れない。</p>	<p>・ 公務員の労働基本権の制限に係る判例について 全農林警職法事件判決の概要など</p> <p>・ 公務員の労働基本権の制限に係る判決一覧</p> <p>・ 公務員の労働基本権の制限に係る判決の変遷</p>		

B説 「公務員の地位の特殊性」については、近年、独法等の制度が導入され、また、「職務の公共性」については、公共サービスの多くが民間委託などにより民間労働者によって担われつつあるという現状があり、当時ほど絶対的なものではなくなっている。		
---	--	--

【まとめ】

〇〇については、△△すべきである。

〇〇については、以下の三点の考え方がある。

- ・ 〇〇は、△すべき。
- ・ ××という視点からは、〇〇すべき。

【論点】

公務員の労働基本権制約の合理的理由、協約締結権に関する ILO 第 98 号条約等、公務員の労働基本権に関する立法政策の範囲

【まとめ】

〇〇については、△△すべきである。
〇〇については、以下の三点の意見があった。
・ 〇〇は、△すべき。
・ ××という視点からは、〇〇すべき。

【理由】

〇〇は、△△説^①によると……………。
……………という事例^②がある。

【根拠】

(1) ……という学説
(2) 〇〇からのヒアリング

【参考文献】